

医療機関等用 新規ユーザ登録申請Q & A (1.5 版)

問 (1)	(自由診療のみの診療所、企業内診療所、介護施設医務室等) 保険診療を行っていないため、保険機関コードが分からない場合、どうすればよいか。
-------	---

(回答)

- 「機関判別区分」の項目で、「2：保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない」を選択してください。保険機関コードが入力不要となります。

問 (2)	新規開設し、開設届を提出したところであり、保険機関コードが発行されていない。保険機関コードの入力について、どのようにすればよいか。
-------	---

(回答)

- 基本的には、保険機関コードを取得するまで待つていただくようお願いします。また、「保険機関コードを持ってない」として申請した場合でも、アカウント作成の際に、厚生労働省のデータベースにより自動で修正されます。

問 (3)	保険機関コードを10桁で入力とあるが、レセプトによる診療報酬請求の際は、7桁である。どうすればよいか。
-------	---

(回答)

- 7桁の番号の前に、医科の場合は「231」、歯科の場合は「233」を追加し、10桁で入力してください。(例：医科「2317654321」)
 なお、「23」は愛知県の都道府県番号です。

7桁の番号

問 (4)	(企業内診療所、介護施設医務室等) 一般外来を行わないのに、住所・電話番号等の情報を一般公開すると、悪用されないか不安だ。登録しなければならないのか。
-------	--

(回答)

- ご指摘の医療機関について、医療法第6条の3に係る除外規定はないため、登録していただく必要があります。
- ただし、定期報告等において、「外来区分」を選択することができます。ここで、「その他一般外来を行わない」を設定した機関は、全国統一システムの住民・患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されることはありません。
- なお、往診専門医師、出張専門助産師等の場合、これを規定する医療法第5条における、それぞれを診療所又は助産所としてみなす対象に、医療法第6条の3が含まれていないため、登録を要しません。